

## 日本学生支援機構 給付型奨学金選考基準

この基準は日本学生支援機構の給付型奨学金を申請する者に対して、校内において採用候補者として学校推薦する際の基準である。

1. 奨学生の採用候補者推薦については、下表に定める項目に該当する者とする。
2. 本校に与えられた採用候補者の枠は8名（2017年度）であり、希望者が窓口提出書類を元に、その選考を運営会議にて行う。但し、社会的養護を必要とする者についてはその枠に含まれない。（社会的養護を必要とする者については下表1の③参照）
3. 申込者の人数に合わせて、付表の基準を採用する。
4. 推薦枠には申込時において本校を卒業後、2年以内の者を含む。2018年度については6月8日（金）までに問い合わせること。なお、既卒生については卒業時の評定が適用される。

表

	選考基準項目	内容
1	家計について	<p><b>生計を維持する者が、以下の①、②のいずれかに該当し生活環境などを勘案して、親権者からの支援が見込めない等、その者の進学が非常に困難な状況にあると認められるもの</b></p> <p>① 市区町村民税所得割を課されていないこと（奨学金申込年度の課税証明書の所得割額が0円であること）</p> <p>② 生活保護を受給していること（奨学金申込日現在において保護費を受給していること）</p> <p>③ 以下の施設などに入所していること（生徒が18歳時点で入所などしていた、又はしていることが見込まれること）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 「児童養護施設」</li> <li>2. 「児童心理治療施設」</li> <li>3. 「児童自立支援施設」</li> <li>4. 「児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を営む者」</li> <li>5. 「小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を営む者」</li> <li>6. 「里親」</li> </ol>
2	人物について	<p><b>以下の全てに該当すること</b></p> <p>① 進学目的が明確で、希望する進学先及び将来への展望がある</p> <p>② 校則を遵守し、高校生としてふさわしい学校生活を送っている</p> <p>③ 学校行事等において、他の生徒と協力するなど、十分な協調性を備えている</p>
3	学力及び資質について	<p><b>以下の①、②のいずれかに該当すること。但し、①は②に優先される</b></p> <p>① 以下のア、イのいずれかに該当する。但し、アはイに優先される</p> <p>ア：調査書における2年時終了時点の学校成績概評が「A段階(4.3以上)」に該当する</p> <p>イ：上記に準じる学習成績を収め、直近の学習成績に著しい努力が認められる</p> <p>② 以下のア～ウのいずれかに該当するか又は類似の活動が認められ、かつ、(i)か(ii)のいずれかに該当する。但し、(i)は(ii)に優先される</p> <p>ア：部活動を含む課外活動に積極的に参加し、具体的な成果成長が認められる</p> <p>イ：生徒会執行部などを経験し、具体的な成果成長が認められる</p> <p>ウ：ボランティア、地域活動等に積極的に参加し、具体的な成果成長が認められる</p> <p>(i)：調査書における2年時終了時点の学校成績概評が「B段階(3.5以上)」に該当する</p> <p>(ii)：上記に準じる学習成績を収め、直近の学習成績に努力が認められる</p> <p>*社会的養護を必要とする者については、成績概評の値を問わない。</p>

付表：選考会（運営会議）における選考基準の補足事項

**【4. 3以上が8人以上】**

4. 3以上の者をすべて、「評定を200倍+高3第1回実力テスト」を基準にし、上位者から8名を決定する。

**【4. 3以上が8人未満】**

4. 3以上を優先し、不足人数分は3. 5以上の者の中から、成績・出欠状況・課外活動等を考慮し、運営会議において決定する。

以上

2017年5月31日制定

2018年5月16日改定